『介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)』 の申し込みをされるみなさまへ

たんの吸引等を業として行うまでの全体的な流れは、以下のとおりです。
NPO法人エイエルエス大分では、基本研修の開催・実地研修の手続きおよび修了証書の発行業務を
いたしてないます。

いたしております。 エイエルエスおおいた 業 所 事 たんの吸引等を業として行うためには、事 登録喀痰吸引事業所 業所ごとに一定の要件(医療関係者との連 (登録特定行為事業) 携・安全確保措置等)を満たしている旨の登 録申請を行い、登録特定行為事業者となるこ とが必要です 申請書類の準備・提出 ・受講申し込み :様式1または様式2提出 【受講決定】本通知を送付 ・利用者へ説明 (受講料:10,000円) 資料テキスト代・実地研修 基本研修を受講 及び損害責任保険料含む ※指導看護師とは「指導者養成研修」を修し (筆記試験含む) た看護師です ※指導看護師がいない場合は、ご相談くださ 試験合格者に基本研修 受講証明書を発行 ・実地研修実施までに、利用者と同意書を 実地研修 交わすこと:様式3提出 ・主治医指示書を受けること: 様式 4 提出 ・指導看護師による指導、評価を受ける 【実地研修追加】 (評価票の作成) (受講料:6,000円) 損害責任保険料含む 評価票の提出 ※所定の評価を用いた評価を実施 ※評価票の全ての項目についての評価結果 が連続2回「手順通りに実施できる」と なるまで評価を実施してください 【修了証書】 ※指導看護師から研修終了報告書および評 本会より証書を送付 研修終了 価票を本法人に送付 ※各事業所から都道府県へ認定の申請を お問い合わせ先 特定行為業務従事者の

認定申請

おこなってください。

Tel • fax : 097-544-1228